

第二章 本連盟の活動状況

1 組 織

本連盟が結成された昭和二十二年当時の状況では、全国の戦災事情が詳らではなかったため九十数都市に呼びかけ、全部が加盟したが、その後、本連盟の結成を知って参加した戦災都市の数を加え、政府に於て戦災復興事業施行都市として指定した百十五都市全部が加盟した。しかしこのうち、群馬県伊勢崎市、和歌山県田辺市、鹿児島県東市来町の三市町は復興事業を中止したので復興事業から除外され、結局百十二都市となった。

これを北海道地区、東北地区、関東地区、北陸地区、東海地区、近畿地区、中国地区、四国地区、九州地区の九ブロックに分け、それぞれに支部長、副支部長をおいて下部組織をかためたが、これはのちに便宜上東北北海道地区、関東地区、東海北陸地区、近畿地区、中国地区、四国地区、九州地区の七ブロックに再編成され、それぞれ連絡事務局を置いた。

本部は会長たる都市に置かれたが、会長には十二年有余の全期間石見姫路市長がその席にあったので、結果的に本連盟の本部即姫路市となったのである。本部の事務局には本部長一名と若干の事務局員及び囑託員を置き、東京都には日比谷の市政会館内に東京出張所を置いて、所長、職員を配置した。

規約及びその沿革

一、本連盟の規約は昭和二十二年一月十八日の総会に於て議決されたがその後、時勢の推移と本連盟の事情に則し度々改訂された。

最終の規約は次の通りである。

全国戦災都市連盟規約

第一条 この連盟は全国戦災都市連盟と称し、本部事務局を会長たる都市に、出張所を東京都（千代田区日比谷公園市政会館東京市政調査会内）に置き支部長たる都市に支部事務所を置く。

第二条 この連盟は全国の戦災都市でこれを組織する。

第三条 この連盟はその団結の力であらゆる拘束を打破し、隘路を切り開き相互援助の下戦災都市の急速な復旧完遂と戦災復旧に伴う都市整備事業の促進及び戦災者の援護並びに市民生活の安定向上を計ることを目的とする。

第四条 前条の目的を達成する為左の事業を行う

- 一、戦災復興に関する施設並びに戦災復興の残事業及び関連整備事業の調査、研究
- 二、市営企業優先免許の獲得
- 三、戦災復興並びに都市整備事業に対する国庫補助の増額及び起債許可範囲の拡大
- 四、加盟都市相互間の緊密な連絡及び情報の交換
- 五、その他この連盟の目的達成に必要な事項

第五条 この連盟に左の役員を置く。

| | |
|------|----|
| 名誉会長 | 一名 |
| 会 長 | 一名 |
| 副会長 | 五名 |
| 支部長 | 七名 |

| | |
|------|-----|
| 副支部長 | 七名 |
| 理事 | 若干名 |
| 監査 | 三名 |
| 参与 | 若干名 |
| 相談役 | 若干名 |

名誉会長は総会において推薦する。

会長、副会長及び監査は総会でこれを選挙し、支部長及び副支部長は左の地区毎に地区内都市の互選でこれを定める。

東北北海道地区、関東地区、東海北陸地区、近畿地区、中国地区、四国地区、九州地区理事は、連盟都市の中より役員会に諮り、会長これを指名選任する。

参与は建設省関係課長の中から役員会の推挙により会長がこれを委嘱する。

相談役は戦災都市選出国會議員及び学識経験者の中より、役員会に諮り、会長これを委嘱する。

相談役には代表者若干名を置き、内一人を総代とし、相談役の互選とする。

役員任期は二年とする。但し再選を妨げない。

相談役、参与には任期を設けない。

役員は任期満了後と雖も次期役員決定する迄は、尚その職務を行う。

第六条 会長は連盟を代表し、その運営を総理し、会議を主宰する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

支部長は地区の都市を代表し、連盟の事業に参画し、これを推進する。

理事は連盟の事業に参画し、これを推進する。

監査は連盟の業務及び会計につき監査を行う。

相談役参与は連盟の事業に参画し、これが推進に協力する。

第六条の二 本連盟に顧問を置くことができる。

第七条 この連盟に総会及び役員会を置く。

定期総会は毎年一回これを招集し、臨時総会は会長が必要と認めるときこれを招集する。

役員会は会長が必要と認めるときこれを召集する。

第八条 この連盟の会計年度は四月一日に始まり、三月三十一日に終わる。

この連盟の経費は連盟都市の分担金でこれを支弁し、毎年予算は、定期総会でこれを定める。

附 記

この規約は昭和二十二年一月十八日からこれを施行する。

改正規約は昭和二十二年十一月十三日からこれを施行する。

改正規約は昭和二十四年五月二十六日からこれを施行する。

改正規約は昭和二十六年三月十日からこれを施行する。

改正規約は昭和二十八年五月七日からこれを施行する。

改正規約は昭和二十九年五月二十日からこれを施行する。

改正規約は昭和三十三年六月二十三日からこれを施行する。

二、沿 革

昭和二十二年一月十八日（創立総会）

当初規約決定。

2 会議

本連盟の会議は原則として年二回の総会を軸とし、その間ほぼ隔月毎に役員会を開いて運営され、また役員会終了後、その都度協力団体である全国戦災都市出身国会議員連盟役員、建設省計画局当局及び本連盟役員の三者懇談会を開き、意思の疎通、情報の交換を図ると共に、その都度直面する重要問題について協議し、政府、財政当局、国会対策について共同戦線を張り、関係予算の増額、法規の制定、改正等について折衝を重ね、大いなる効力を発揮した。